

この報告書は、図書館法の規定に基づく、いわゆる「図書館評価」をとりまとめ、公表するものです。

# 平成21年度 新潟県立図書館運営に対する評価

図書館法第7条の3の規定に基づき、平成21年度の新潟県立図書館の運営状況について、次のとおり評価を実施した。

## 1. 評価の項目（指標）

基礎的サービス評価においては、目標の第一に掲げている入館者数が前年度対比で、約11万人、147%増加し、平成11年度に記録した入館者の最高記録を2万人近く上回る成果をあげることができた。この入館者数の増加という目標の達成に向けて、3つの重点事業を実施したが、いずれも目標をほぼ達成することができ、図書館利用者の拡大と図書館機能の充実に成果があったと考えている。

### (1) 基礎的サービス評価

- ア 入館者数
- イ 新規登録者数
- ウ 個人貸出冊数
- エ 市町村等への貸出冊数
- オ レファレンス件数
- カ HP アクセス回数

### (2) 重点事業評価

- ア こども・青少年・子育て世代などの利用者層の拡大
- イ 暮らしとしごとに役立つ図書館機能の充実
- ウ レファレンス機能の充実と公開書庫の実施

## 2. 図書館協議会による評価

### (1) 協議会の開催

- ・ 日時 平成22年3月16日（火）
- ・ 場所 新潟県立図書館・大研修室

### (2) 委員会とりまとめ

- ・ 上記協議会における各委員の意見を田村俊作委員長（慶応義塾大学文学部教授）がとりまとめ、図書館協議会の外部評価とした。